

岩手県告示第10号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
盛岡市猪去駁迦堂	32番2	田	m ² 214
盛岡市猪去駁迦堂	32番3	田	1,567
盛岡市猪去駁迦堂	33番1	田	2,143
盛岡市猪去駁迦堂	34番1	田	1,823

1(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年3月1日	5年間	172,410円

1(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

1(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和7年11月28日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

1(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

1(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

2(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
奥州市水沢真城字堤ヶ沢	117番	田	m ² 965
奥州市水沢真城字堤ヶ沢	118番	田	981

2(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年3月1日	5年間	24,325円

2(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

2(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和7年11月21日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

2(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

2(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

3(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
奥州市前沢字狐堂	8番	田	m ² 3,788

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年3月1日	5年間	85,230円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和7年11月21日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

4(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
奥州市衣川池田	22番	田	m ² 2,716
奥州市衣川池田	26番3	田	922
奥州市衣川池田	31番	田	1,184
奥州市衣川池田	44番	田	1,515
奥州市衣川押切	14番	田	1,002
奥州市衣川押切	15番1	田	973
奥州市衣川押切	22番	田	860
奥州市衣川押切	23番1	田	337
奥州市衣川一本木東	20番2	田	1,683
奥州市衣川一本木東	21番	田	3,009

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年4月1日	4年11か月	213,015円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和7年11月21日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

5(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
奥州市胆沢小山字新田	536番1	田	1,711 m ²
奥州市胆沢小山字新田	536番2	田	72
奥州市胆沢小山字新田	537番	田	3,849

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年3月1日	5年間	56,320円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和7年11月21日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

6(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
奥州市胆沢若柳字野山田	95番	田	1,414 m ²
奥州市胆沢若柳字野山田	96番	田	1,533

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年3月1日	5年間	29,470円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和7年11月28日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。